

我が国の研究開発評価の 行政上の仕組み

平成19年3月1日

内閣府(総合科学技術会議事務局)

川口 尚

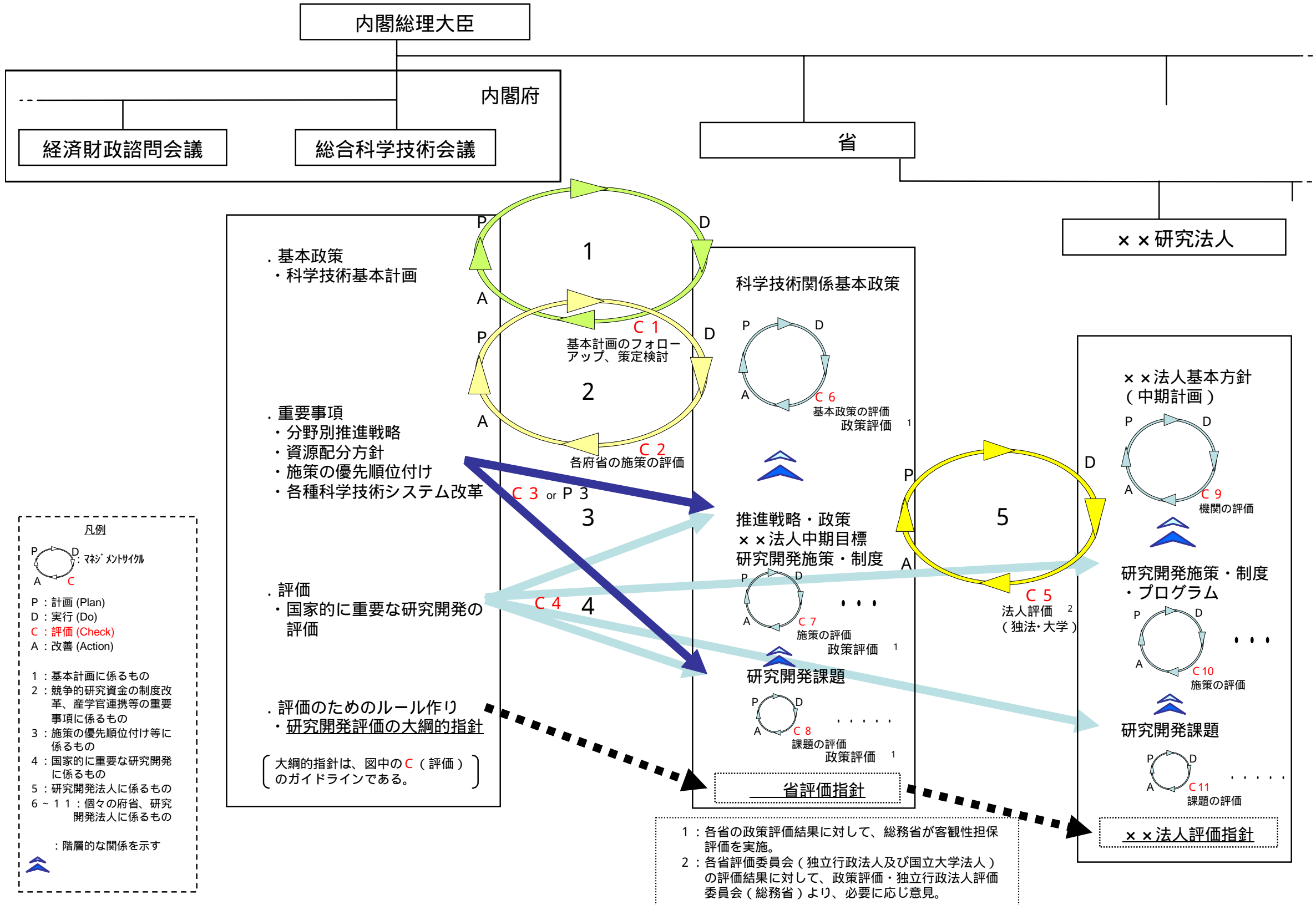
研究開発評価に関連する法令・指針等の変遷(1)

平成 8年 7月	第1期科学技術基本計画(閣議決定)
平成 9年 8月	国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針(内閣総理大臣決定)
平成11年 7月	独立行政法人通則法
平成13年 3月	第2期科学技術基本計画(閣議決定)
平成13年 6月	行政機関が行う政策の評価に関する法律
平成13年11月	国の研究開発評価に関する大綱的指針(内閣総理大臣決定)

研究開発評価に関連する法令・指針等の変遷(2)

- | | |
|----------|---|
| 平成13年12月 | 政策評価に関する基本方針(閣議決定) |
| (平成15年7月 | 国立大学法人法) |
| 平成17年 3月 | 国の研究開発評価に関する大綱的指針の
フォローアップ(総合科学技術会議) |
| 平成17年 3月 | 国の研究開発評価に関する大綱的指針(改定)
(内閣総理大臣決定) |
| 平成17年12月 | 政策評価に関する基本方針(改定)(閣議決定) |
| 平成18年 3月 | 第3期科学技術基本計画 |

我が国における研究開発マネジメントの階層構造（概念図）



研究開発評価に関連する法令・指針の目的

名 称	目 的
大綱的指針	・優れた研究開発の効果的・効率的な実施
政策評価法	・効果的かつ効率的な行政の推進 ・政府の諸活動についての国民への説明責任
独立行政法人通則法	・独立行政法人が公共上の見地から行う事務・事業の確実な実施

各法令・指針等に基づく評価の対象

評価対象	大綱的指針	政策評価法	独法評価
研究開発施策			-
研究開発課題		(10億円以上のものは事前評価を義務付け)*	-
研究開発機関等		-	
研究者等の業績		-	-

(*) 研究開発課題のうち、独立行政法人、特殊法人が研究開発主体の場合は政策評価の対象外

大綱的指針に則った評価と政策評価等との関係

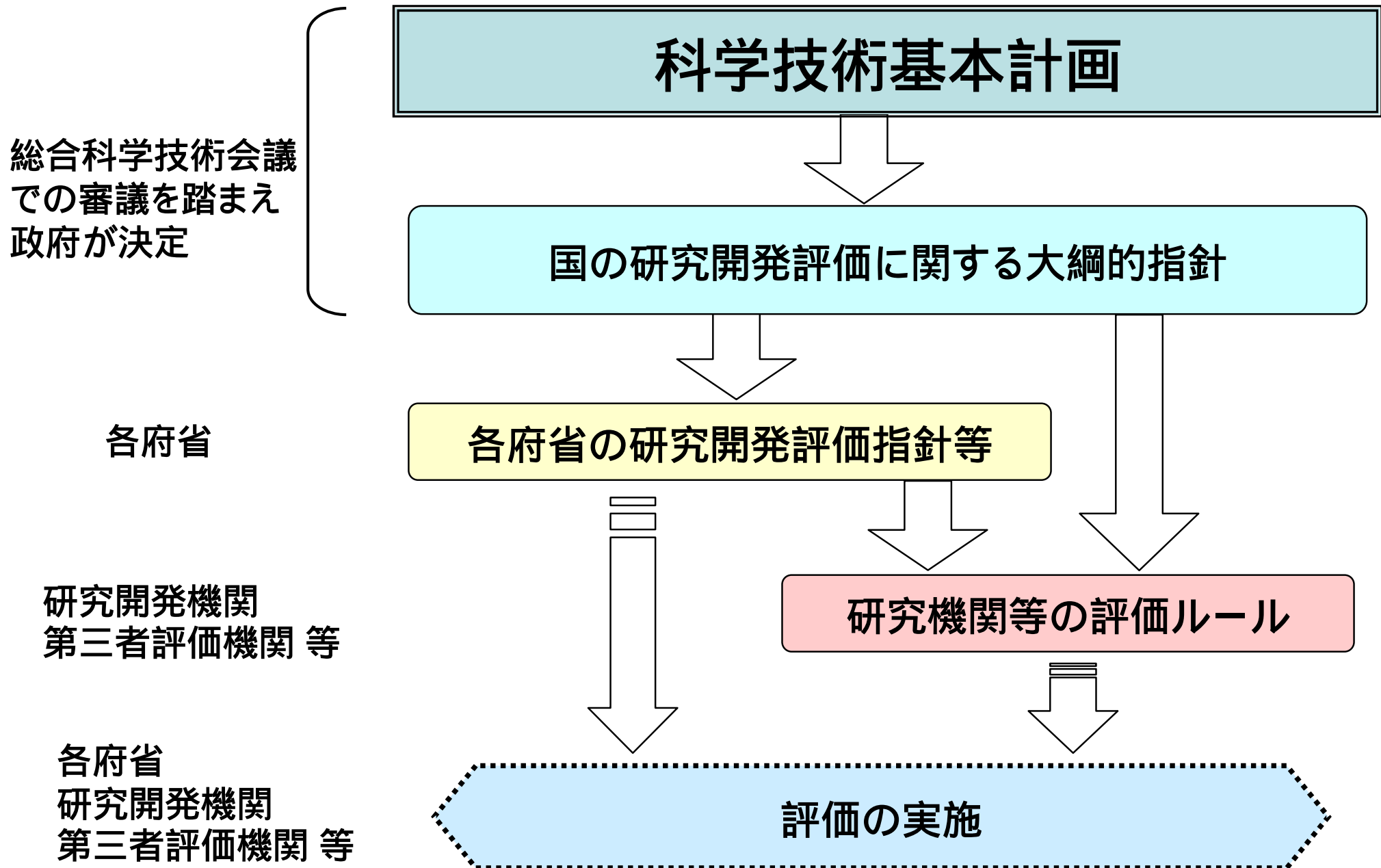
< 大綱的指針 >

政策評価と目指す方向を同じくするもの
政策評価に求められる諸要素を踏まえ、さらに研究開発
の特性を考慮したもの
大綱的指針による評価の実施に当たっては、政策評価法
に基づく政策評価と整合するよう取り組む
研究開発機関等の評価のうち、独立行政法人については
独立行政法人通則法に基づく評価、国立大学法人等に
ついては国立大学法人法に基づく評価と整合するよう
取り組む

< 政策評価法、政策評価に関する基本方針 >

研究開発を対象とする事前評価及び事後評価の実施に
当たっては、政策評価法等で定めるところによるほか、
大綱的指針を踏まえて行う

大綱的指針に則った評価の流れ



大綱的指針のポイント

評価システムの改革の方向

創造への挑戦を励まし成果を問う評価

世界水準の信頼できる評価

活用され変革を促す評価

基本的考え方、評価実施上の共通原則等

1) 基本的考え方

評価の意義

評価関係者の責務

評価システムの改革の
方向性

2) 共通原則

評価目的の設定

評価者の選任

評価時期の設定

評価手法の設定

評価結果の取扱い

効果的・効率的な評価システムの運営

評価実施体制の充実

主な研究開発関係省における研究開発評価指針

総務省：総務省情報通信研究評価実施指針(平成18年4月改定)

文部科学省：文部科学省における研究及び開発に関する評価指針
(平成17年9月改定)

厚生労働省：厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針
(平成17年8月改定)

農林水産省：農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針
(平成18年3月改定)

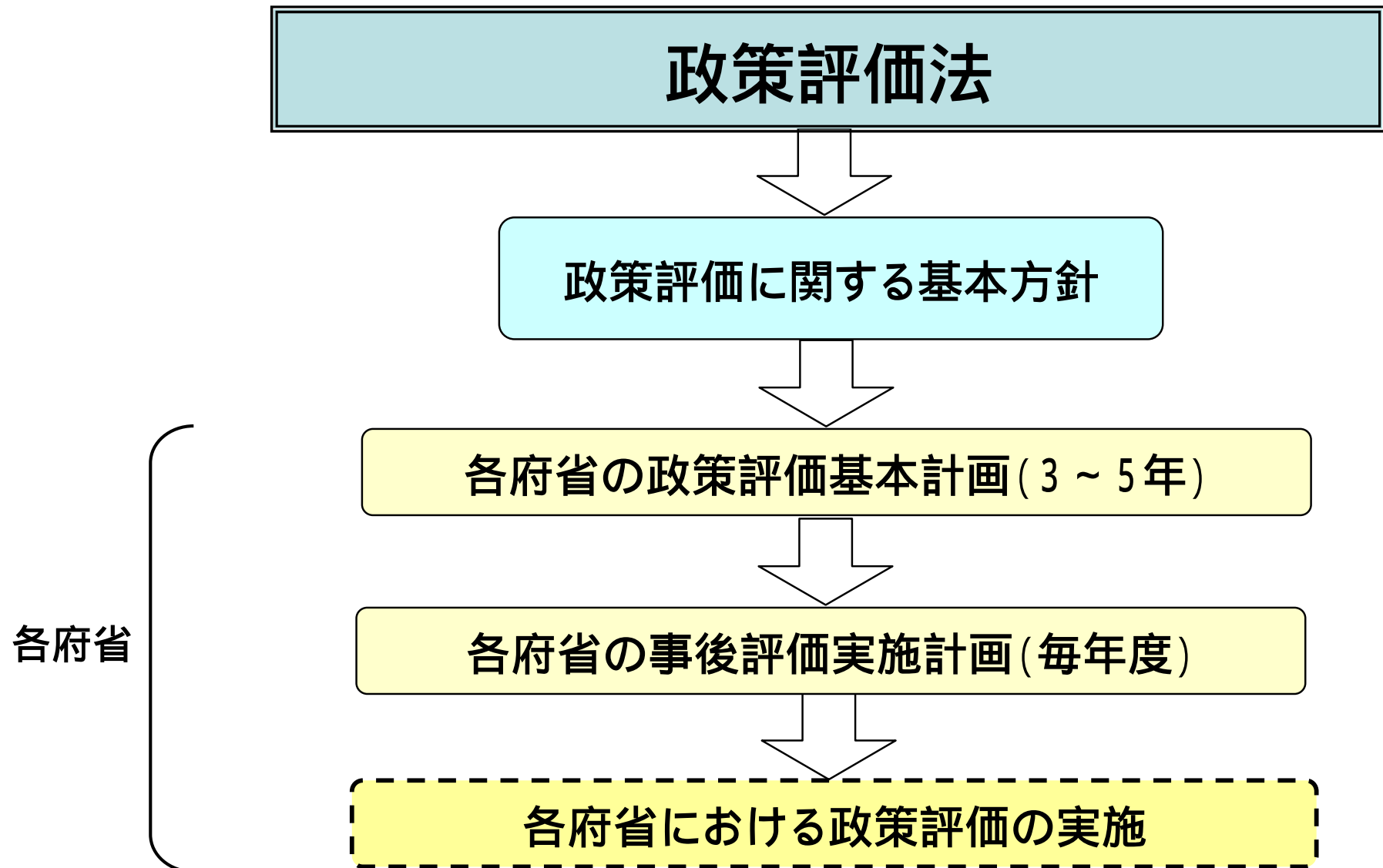
経済産業省：経済産業省技術評価指針(平成17年4月改定)

国土交通省：国土交通省研究開発評価指針(平成14年6月制定)

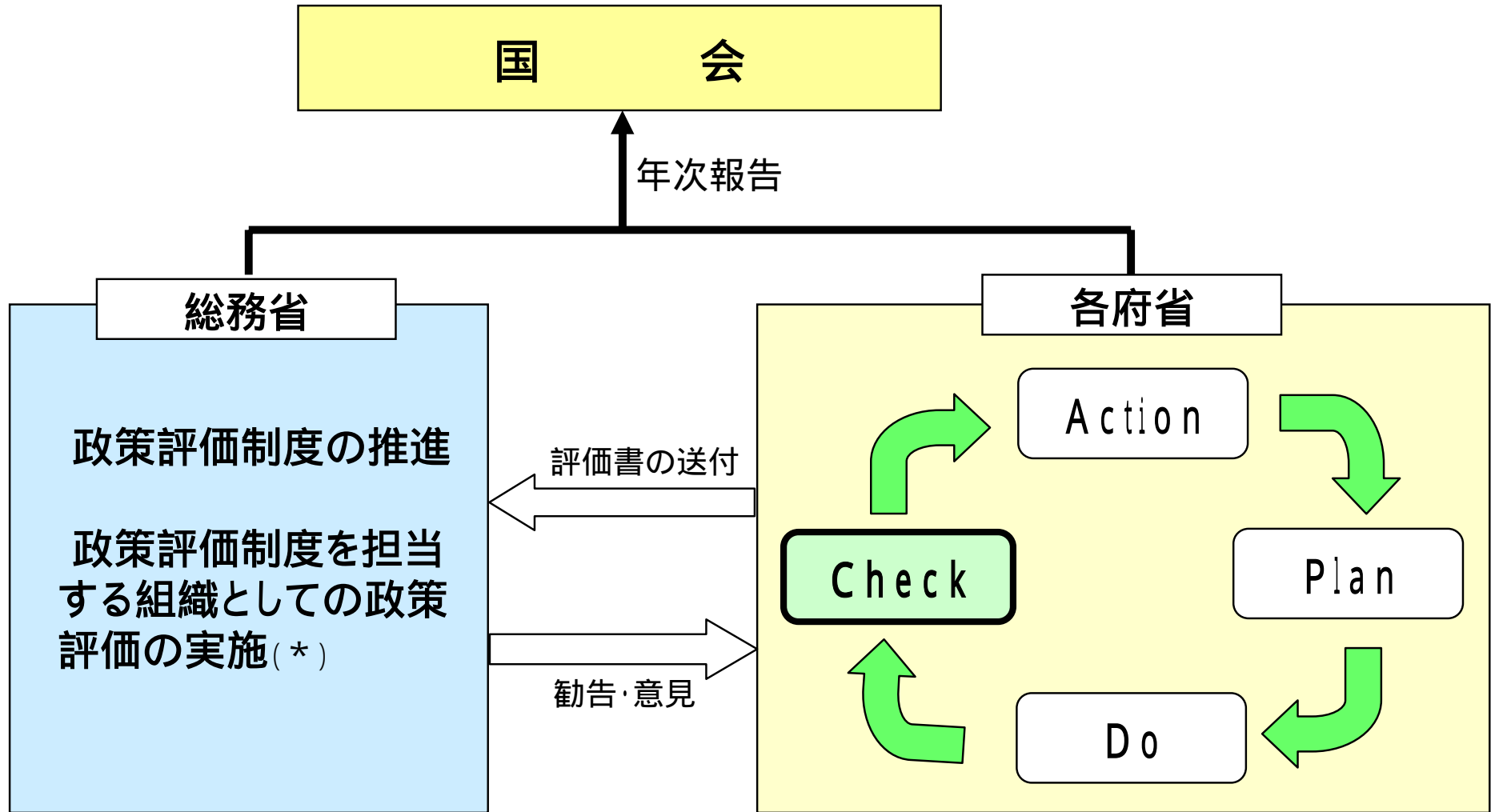
環境省：環境省研究開発評価指針(平成18年10月改定)

防衛省：防衛庁研究開発評価指針(平成18年3月改定)

政策評価法に基づく評価の仕組(1)



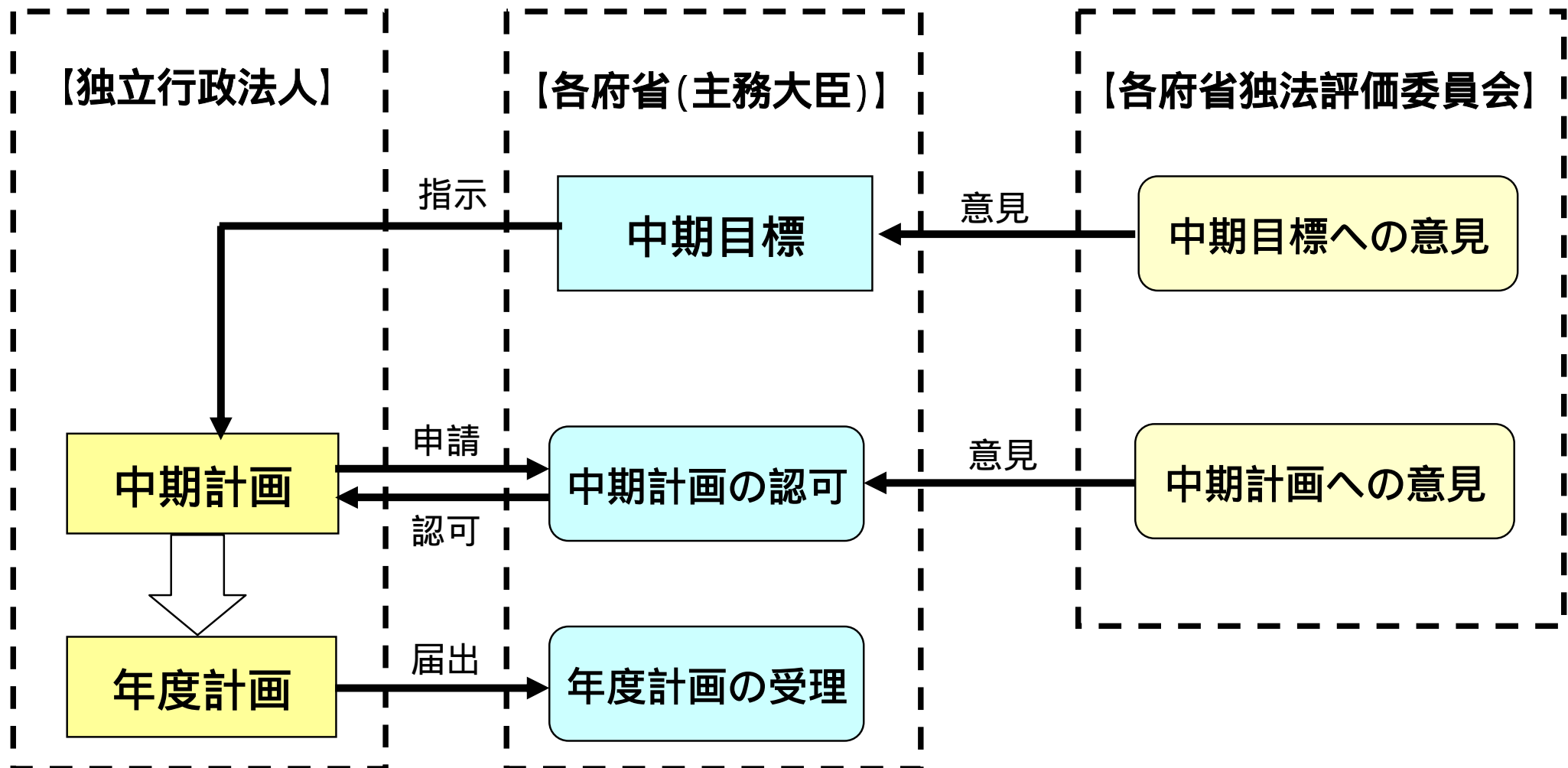
政策評価法に基づく評価の仕組(2)



(*) 政府全体の政策の統一性又は整合性を確保するための評価
各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価

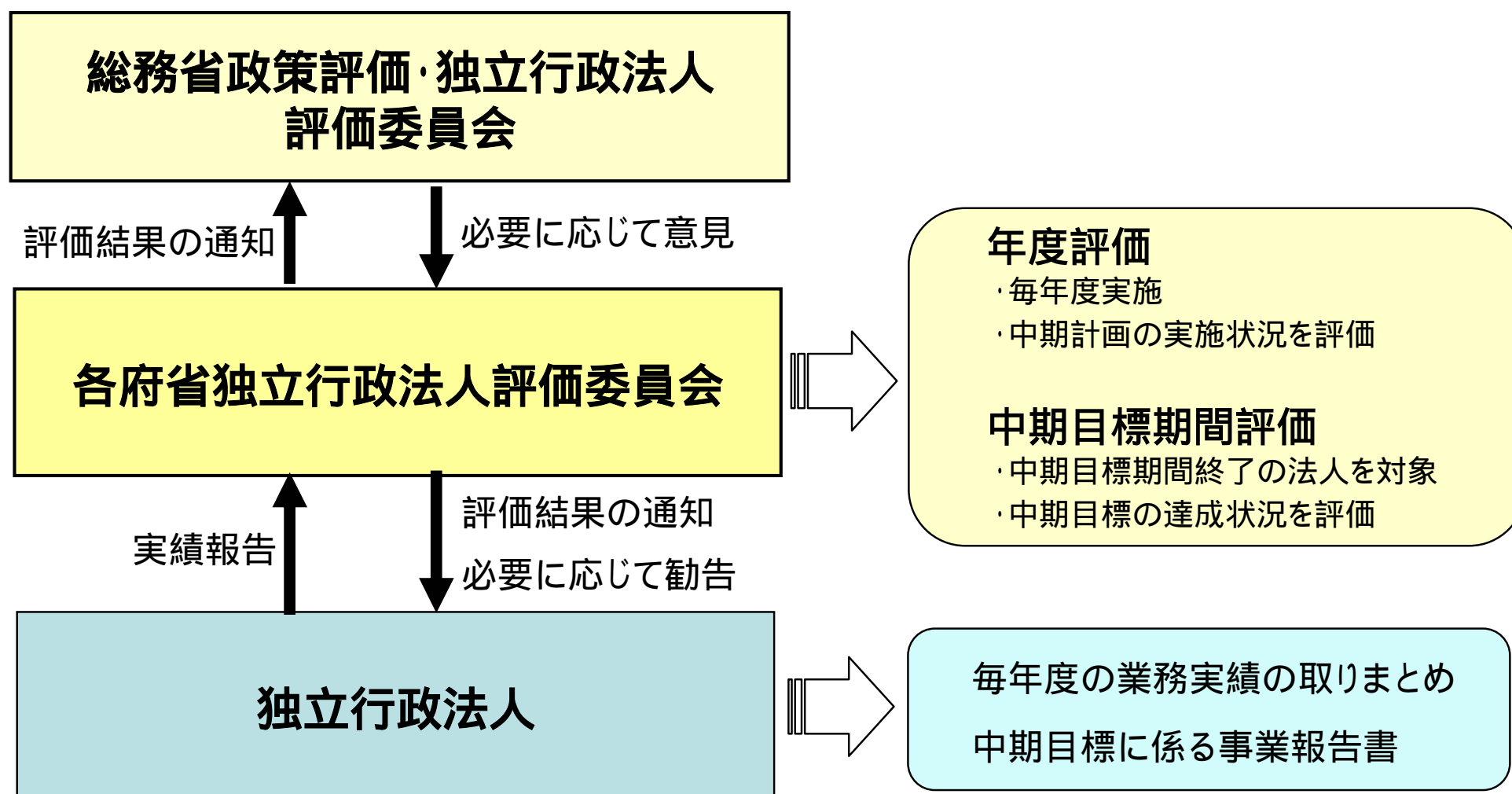
P: 政策の企画・立案
D: 政策の実施
C: 効果の分析・測定 評価
A: 評価結果の企画・立案への反映

独立行政法人通則法に基づく評価の仕組み(1)

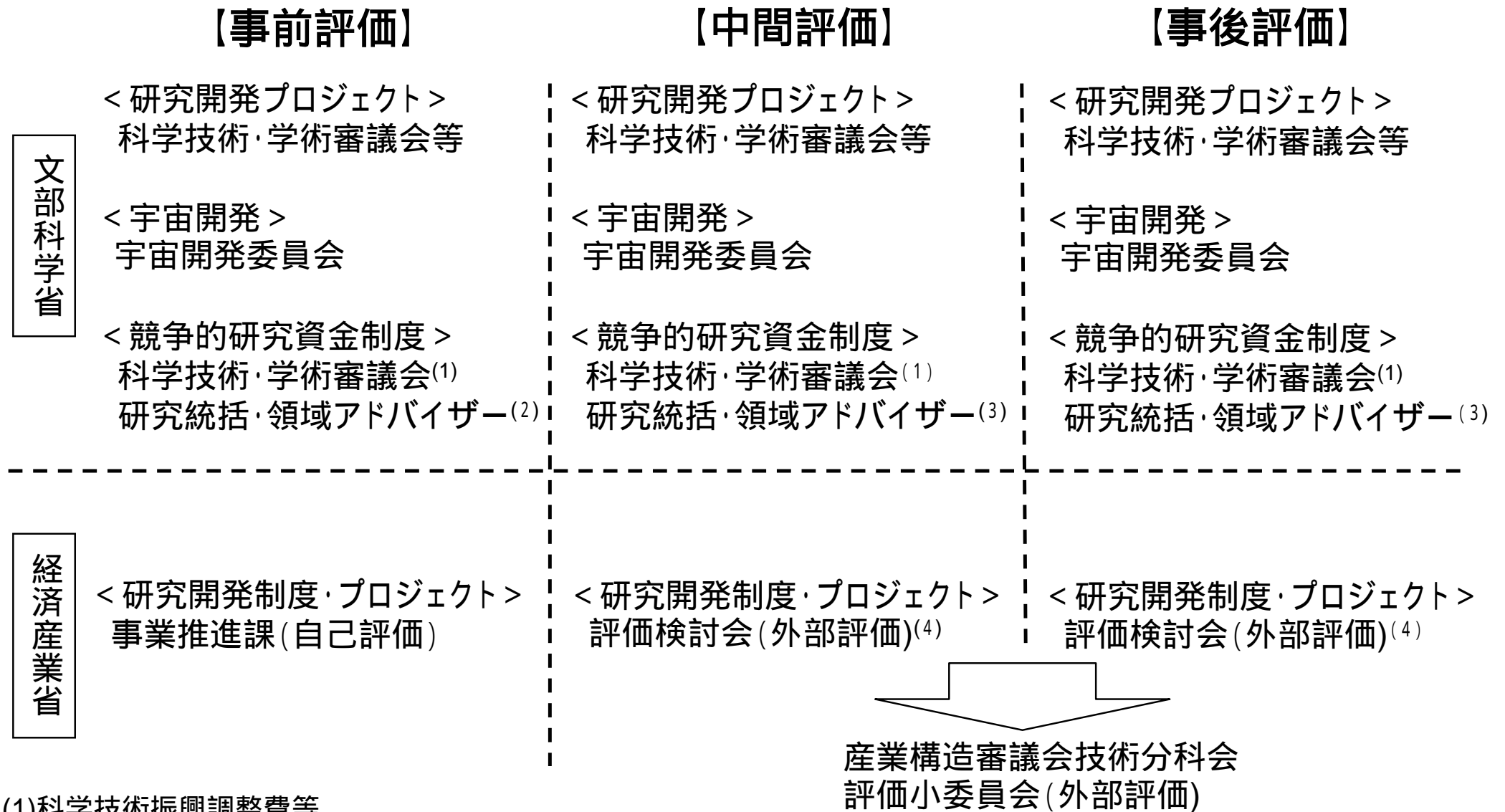


- (*) 1. 主務大臣は、中期目標の作成、中期計画の認可に当たっては、財務大臣に協議する。
2. 中期目標、中期計画は当該期間の開始前までに作成・認可、年度計画は事業年度の開始前までに作成され、いずれも公表される。

独立行政法人通則法に基づく評価の仕組み(2)



府省における研究開発評価の体制(例)



(1)科学技術振興調整費等

(2)科学技術振興機構が実施する「戦略的創造研究推進事業」

(3)研究領域については、別途評価委員会により中間・事後評価

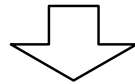
(4)評価検討会が評価報告書(案)を作成し、これを評価小委員会で審議、了承

(5)経済産業省では、必要に応じて評価小委員会が事後評価を実施

総合科学技術会議における今後の取組

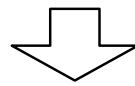
第3期科学技術基本計画及び大綱的指針を踏まえた評価活動の一層の推進

〔 評価システムの改革の推進、加速化
国家的に重要な研究開発の評価のあり方



総合科学技術会議評価専門調査会で調査・検討の予定

P D C Aサイクルが国民に分かりやすく見える仕組みの確立・実行(第3期科学技術基本計画に基づく強力な科学技術振興のための「推進プラン2007」)



今後、総合科学技術内で議論の可能性

その他、競争的資金制度改革、法人活動の把握・所見取りまとめ等の推進